



最終回 司法過疎の現状と提言

～北海道網走郡女満別町～

矢筈原浩介 司法書士

text by Yanohara Kosuke

1. 司法過疎の現状

北海道網走郡女満別町で事務所を開設して、当初、司法過疎地で経営が成り立つのかと多くの仲間や先輩達を心配させました。しかし、実際に開業してから2年5カ月の間、1日として仕事がないことはありませんでした。実際に開業して何よりも驚いたのは、登記の仕事が多数あったことです。女満別町には司法書士がいませんでしたが、私が所属する釧路司法書士会網走支部(1市5町1村/資料参照)には、私の他に6名の司法書士がいます。年齢別にみると、78歳が1名、74歳が1名、71歳が2名、68歳が1名、64歳が1名となっており、予想をはるかに超えた司法書士の高齢化が進んでいました。仕事の質について、年齢と比較するのは一概には言えないかもしれませぬ。しかし、少なくとも平均年齢が71歳の地域へ33歳の者が加わること

によって、依頼者から司法書士に求められるニーズが自然と変わり、それに応えていけば経営が成り立つというも自然の流れではなかったのではないのでしょうか。例えば、これまで合併や分割などの会社再編に関する案件を数件受託しました。計画の段階から関与し、依頼者や顧問税理士との打ち合わせを繰り返し、依頼者のニーズに一つひとつ丁寧に対応したことが、次の依頼を生むことになりました。すべて税理士や社労士の方からの紹介です。また、会社再編に必ずといっていいほど付いてくる金融機関との折衝において、金融機関の担当者の信頼を得たことから、別件の相談やご紹介を受けるようになりました。一方、裁判関係の仕事においては、幅広い分野の相談が持ち込まれます。悪徳商法に関する相談、金銭、離婚、相続、労働問題、交通事故さらに医療事故に関する相談もあります。中でもクレサラ問題に関す

る相談は、毎日のように持ち込まれます。

なお、相談に来られる方のうち、半分以上の方が車で片道1時間以上をかけることができます。また、私の事務所にたどり着くまでに、いくつもの司法書士や弁護士事務所を経由してきます。

2. 市民への歩み寄り

こちらに来て考えるようになったことは、なぜ司法過疎というものが生まれてしまうのかということです。いわゆる人口過疎が理由でしょうか。そうであれば、人口に応じて司法書士が全国に分布すべきなのではないかと思えます。しかし、実体は、弁護士も司法書士も都市部に集中しています。過去の反省も含め、自分なりに分析すると、私たちがどこを見ていたのかが原因ではないでしょうか。よく「身近な」法律家と言われますが、「弁護士と比較すれば」身近なだけではないでしょうか。少なくとも自分の経験では、金融機関や不動産業者からの依頼や紹介が大部分だったこともあり、直接、市民＝ユーザーからの視点で業務を行っていたとは到底言えるものではありませんでした。では、都市部の市民と、いわゆる過疎地の市民との間に、法律的悩みの相違はあるのでしょうか。どちらも

資料 釧路司法書士会 網走支部

市郡名	市町村名	人口	面積	88年名簿	97年名簿	88年 97年 増減	02年名簿	97年 02年 増減
網走市	網走市	42,796	471	7	6	-1	4	-2
網走郡	東藻琴村	2,973	184	0	0	0	0	0
網走郡	女満別町	6,100	159	0	0	0	1	1
斜里郡	斜里町	14,486	737	3	3	0	2	-1
斜里郡	清里町	5,610	403	0	0	0	0	0
斜里郡	小清水町	6,694	287	1	1	0	1	0
常呂郡	常呂町	5,478	278	1	0	-1	0	0
合計		84,137	2,519	12	10	-2	8	-2

出所：全国青年司法書士協議会作成「法律実務家ゼロワンマップ」より

同じ日本の中で、ましてや最近インターネットの普及などでほぼ変わらない情報社会の中にあり、トラブルに巻き込まれる状況に大した違いはないのです。しかし、過疎地においては、自分が住む町に相談相手がいないのです。悩みを抱えた市民にとって、隣町まで、ときには遠く100km以上の距離を車で走らせないと相談する場所がないというのは異常ではないでしょうか。悩みを抱えた人にとって、相談に行くというのはたくさんのエネルギーを消費します。かつて私は、相談を受ける立場から、なぜもっと早く相談に来なかったのかと思っていました。しかし、女満別町内の依頼のほとんどが、立ち話や飲み屋での雑談、祭りなどの行事や消防団の訓練中など、日々の生活の中にトラブルのきっかけがあります。相談をしてよいかどうかも分からず、また実際の悩みのほかに、料金がいくらかかるのか、秘密は守られるのかといった、相談することに対する不安が大変多いのです。相談に来ている人は、たくさんの壁を乗り越え、事務所にたどりついていることを知りました。このことが、いわゆる都市型司法過疎の原因になっているのかもしれませんが、いずれにしても、距離的にも精神的にも、私たちの方から市民に歩み寄ることが必要ではないでしょうか。

3. プロボノ活動

現在、全国青年司法書士協議会(以下、全青司)では、プロボノ活動委員会を中心とした、司法過疎地解消のための活動を行っています。具体的には、私が経験したことの実践報告や司法過疎

問題の討論を行うフォーラムの開催、ゼロワンマップの作成、協力事務所構想の研究提言などです。また、神戸大学の榎村志郎教授を中心とした「司法過疎と司法サービス研究会」のメンバーとして、実務家の立場からの提言も行っています¹。

地域における活動としては、前回ご紹介しましたが、全青司、釧路司法書士会の共催の下、女満別町近隣9市町村同時開催による法律相談会を開催しました。また、自治会や市町村などで毎月のように法律教室の開催や講演活動もしてきました。

なぜ、こういったプロボノ活動をするのかといえば、ある先輩からの教えがきっかけでした。「法律家は、業務だけをすれば良いのではない。真の法律家と呼ばれるには、社会に還元しなくてはダメ。プロボノ活動は、法律家であるからこそ与えられ、直接私たちの職能に付いているもので、司法書士の職責なんだ。」といったものでした。

4. 問題改善のために

現在、個人的には、事務所の法人化

を検討しています。司法制度改革の中で、法人化が認められましたが、これはもとはと言えば、司法過疎対策の一環として認められたのではないかと思っています。しかし、残念ながら法人化をした多くの事務所は、業務効率を目的としているように見受けられます。私は、司法書士ゼロ地域において従たる事務所を開設し、法人化を利用した提言を行いたいと考え、今、一緒に活動する仲間を募集しているところです。

全青司で作成中のゼロワンマップ²によると、特に司法書士過疎が急速に進んでいます。これを絶対に食い止めなければなりません。司法書士の未来のためではなく、司法過疎地に住む市民のために、これから先10年を見据えた活動をしていきます。

- 1 神戸大学院法学研究科21世紀COEプログラム「市場化社会の法動態学」研究センター(CDAMS)ホームページ
<http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/archive/20031205.htm>
<http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/archive/20040116.htm>
- 2 ゼロワンマップ：1997年および2002年の司法書士および弁護士名簿による全国市町村別の分布状況を表す地図のこと。近日、全青司よりリリース予定。



2000年11月司法書士試験合格。同年6月岡村合同司法書士事務所入所。2001年8月司法書士登録。2002年岡村合同司法書士事務所退所。同年10月北海道網走郡女満別町にて「オホーツク司法書士事務所」開設。2003年7月簡裁訴訟代理業務認定。現在、全国青年司法書士協議会プロボノ活動委員会委員長。日本司法書士会連合会中央研修所所属。